

第1章

第2次名護市環境基本計画について



1-1 第2次名護市環境基本計画とは

第2次名護市環境基本計画（以下、「本計画」という。）は、現在及び将来の市民が美しい自然と共存しながら健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを実現するために定められた名護市環境基本条例に基づき、名護市（以下、「本市」という。）の自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

1-2 本計画の基本的事項

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、本市の環境行政において最も基本となる計画です。本市のまちづくりの基本となる「第5次名護市総合計画」に沿ったものであり、「第2次名護市都市計画マスタープラン」、「名護市地域防災計画」、「第2次名護市みどりの基本計画」などの関連計画との整合を図ります。

また、国や沖縄県等の法令や条例、環境基本計画との関連性に配慮し、名護市環境基本条例に掲げる基本理念を具体化したものであり、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すとともに、市の環境行政において施策を立案・実施する際の指針となるものです。

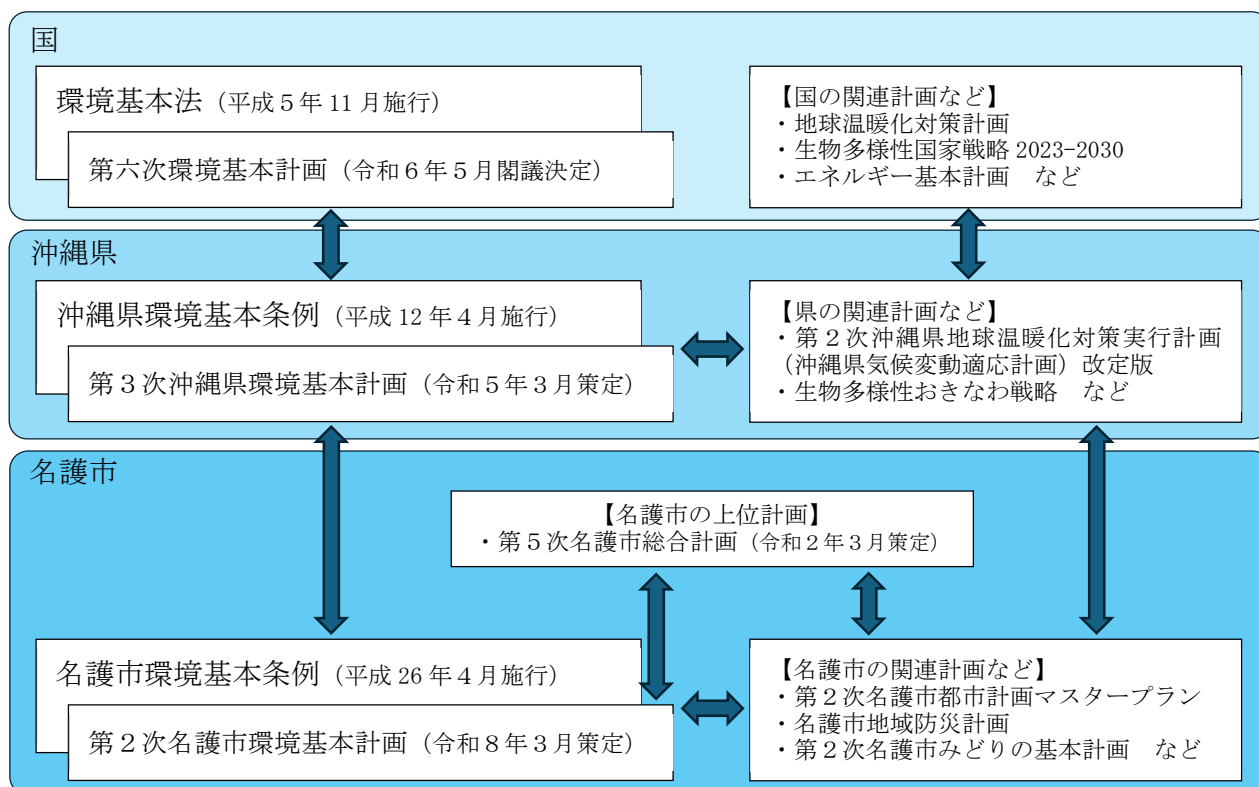


図 1.1 計画の位置づけ

(2) 本計画の期間

計画期間は、2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までの10年間とします。

なお、本市を取り巻く状況や社会情勢等を踏まえた上で、2030（令和12）年度に、必要に応じて中間見直しを行います。

(3) 本計画の対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

なお、自然環境の保全及び生活環境の創造のための広域的な取組を必要とする施策においては、国、県、他の地方公共団体、その他の関係団体と協力して積極的に推進します。

1-3 本計画の構成

本計画は、本章を含む全6章と資料編で構成されています。

第2章では、本市の環境を取り巻く状況をまとめるとともに、課題を整理します。

第3章では、市、市民及び事業者が環境保全に取り組むための共通認識として、みんなで目指すまちの姿を示すとともに、実現に向けた行動や取組を示します。

第4章では、計画の実効性を確保するために、市、市民及び事業者が協働して計画を推進していくための体制や進捗管理の仕組みなどを整理します。

また、第5章では「名護市一般廃棄物処理基本計画」を、第6章では「第2次名護市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」をそれぞれ示します。

■本計画の構成

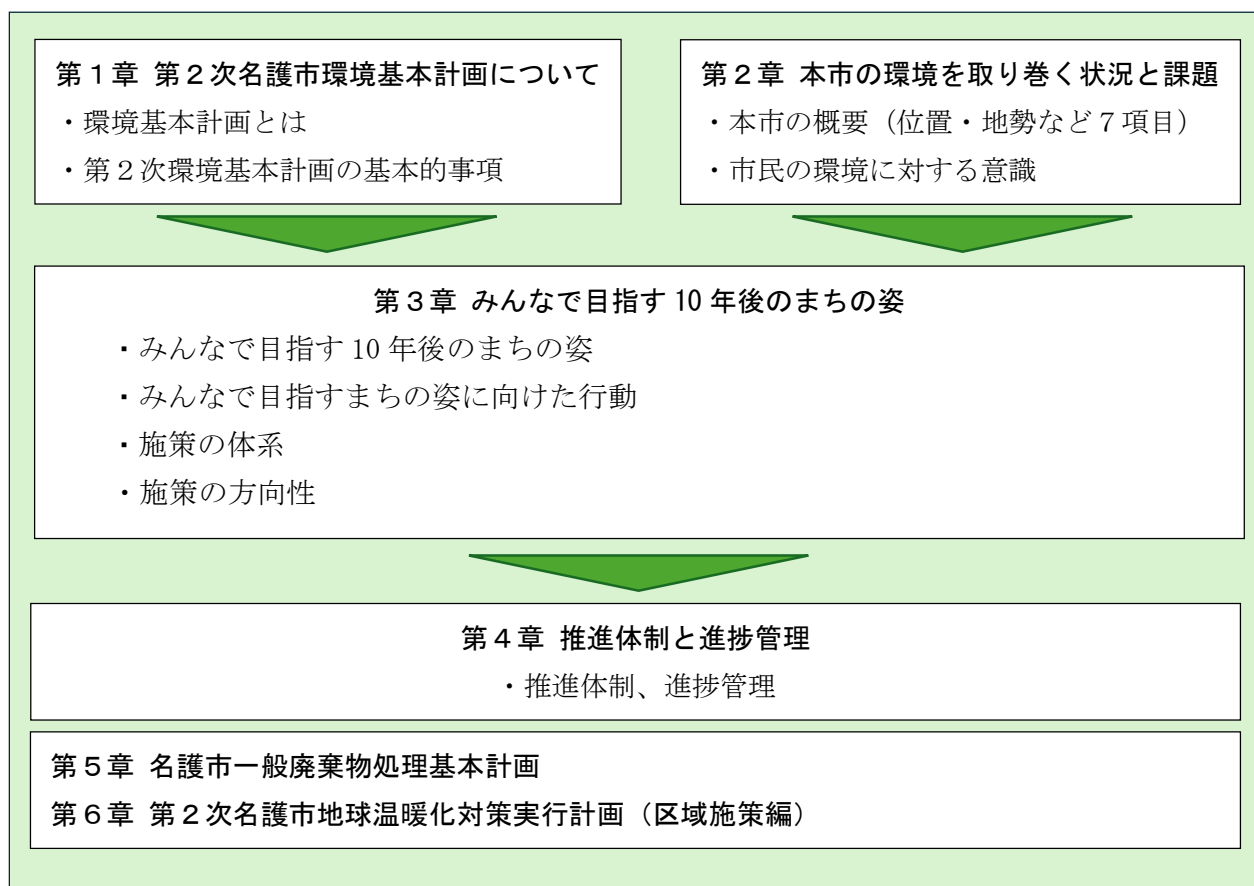


図 1.2 本計画の構成

1-4 持続可能な開発目標（SDGs）との一体的な推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015（平成27）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SDGsの根幹にある「持続可能な開発」とは、「将来世代のニーズを損なわずに、現代世代のニーズを満たす開発」のことをいいます。SDGsにはあらゆる分野における社会の課題と長期的な視点でのニーズがつまっており、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものとして行政・企業・個人を問わず取り組むことが求められていることから、日本でも積極的に取り組まれています。

SDGsの理念は本計画の各施策を進めていく上でも重要な視点であることから、本市においてもSDGsの理念を踏まえながら各取組を推進し、「持続可能なまちづくり」と「地域活性化」の実現を目指します。



図 1.3 SDGs（持続可能な開発目標）の17のゴール